

宮崎海岸侵食対策検討委員会規約(案)

(目的)

第1条 宮崎海岸(富田漁港区域と宮崎港港湾区域に挟まれた区域を本委員会では「宮崎海岸」と称するものとする)の侵食の原因と将来的な傾向、さらには今後の対策等について検討し、意見を述べることを目的とする。

(検討事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項について協議する。

- (1) 宮崎海岸の諸調査結果に関する事。
- (2) 宮崎海岸の侵食対策に関する事。
- (3) 宮崎海岸の中長期的な整備のあり方に関する事。

2 委員会は前項に定める事項のほか、侵食対策に関して委員会が必要と認める事項について協議し、必要に応じて分科会を設け、意見を求めることができる。

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(会議)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員長は委員会を主宰する。
- 4 委員長に事故があったとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員会は必要に応じて委員以外の学識者等を招集できる。
- 6 委員会は過半数の出席をもって成立する。
- 7 委員会に、海岸侵食対策についての地域意見を中立的な立場から発言権を有する、オブザーバーを設ける。

(任期)

第5条 委員の任期は原則として平成22~~20~~年度末までとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所と宮崎県河川課におき、庶務を処理する。

(規約の改正)

第7条 委員会は、この規約を改正する必要があると認めるときには、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行うものとする。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成19年 9月 7日から施行する。
- 2 この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。